

令和2年12月定例会 文教委員会の概要

日時 令和2年12月14日（月） 開会 午前10時  
閉会 午後 0時25分

場所 第8委員会室

出席委員 木下博信委員長  
宇田川幸夫副委員長  
高木功介委員、荒木裕介委員、武内政文委員、中屋敷慎一委員、  
平松大佑委員、柿沼貴志委員、水村篤弘委員、西山淳次委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、  
佐藤裕之教育総務部長、日吉亨県立学校部長、関口睦市町村支援部長、  
岡部年男教育総務部副部長、青木孝夫県立学校部副部長、  
依田英樹県立学校部副部長、石井宏明市町村支援部副部長、  
古垣玲市町村支援部副部長、金子功県立学校部参事兼市町村支援部参事、  
栗原正則総務課長、加藤健次教育政策課長、島村克己財務課長、  
塩崎豊教職員課長、阿部正浩福利課長、豊田清明県立学校人事課長、  
小出和重高校教育指導課長、佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、  
中沢政人生徒指導課長、伊藤治也県立学校部参事兼保健体育課長、  
竹井彰彦特別支援教育課長、片桐雅之市町村支援部参事兼小中学校人事課長、  
八田聡史義務教育指導課長、高津導教職員採用課長、  
横松伸二市町村支援部参事兼生涯学習推進課長、案浦久仁子文化資源課長、  
阿部仁人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第156号	指定管理者の指定について（埼玉県立長瀬げんきプラザ）	原案可決
第157号	指定管理者の指定について（埼玉県立小川げんきプラザ）	原案可決
第158号	指定管理者の指定について（埼玉県立神川げんきプラザ）	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第6号	2020年度ゆきとどいた教育をすすめるための請願	不採択

所管事務調査

- 1 いじめ問題の初期対応について
- 2 わいせつ行為で処分された教員への免許再交付について

報告事項

教育委員会における障害者雇用の推進について

**【付託議案に対する質疑】**

**高木委員**

- 1 指定管理者の選定に当たり、審査のポイントとして特に重視した項目と、その理由は何か。
- 2 審査会では、どのような資料を用いて審査しているのか。また、具体的にどのような議論や、やりとりがあったのか。
- 3 げんきプラザは、長瀬や神川などそれぞれ異なる場所にあるが、審査委員は全て同じメンバーである。審査に当たり、神川や長瀬のことが分かる方が1人も入っていないが、地域性については考慮されているのか。
- 4 応募状況について、申請者数は1団体または2団体である。申請者が少ない理由をどのように捉えているのか。
- 5 神川げんきプラザについて、申請が1団体であったが、1団体の申請でも適切な候補者を選定できるのか。1団体しか申請がなかった場合でも、一定の水準が担保できると考えて選考しているのか。
- 6 指定の経過について、今回の相手方は前回と同じ相手なのか。同じであるならば、その団体の管理はいつから続いているのか。

**生涯学習推進課長**

- 1 審査については、資料2ページにある審査基準に基づき、審査項目について、それぞれ採点した。いずれの項目も、公の社会教育施設を管理・運営する者として必要不可欠な観点であると考えているが、特に重視した項目は、自主事業の内容についてである。これは、げんきプラザが、青少年の健全育成や生涯学習活動の振興を目的としており、単に施設を管理するというだけでなく、指定管理者による教育事業の実施を担保するためである。
- 2 選定委員会では、法人の過去3年間の決算報告書や次期指定期間における施設管理の体制、主催する事業などを記載した事業計画書などにより審査を行った。具体的なやりとりであるが、例えば「げんきプラザの現状と課題をどのように捉えているか」との質問があり、これに対して、「施設の認知度に課題がある」や「学びたい人が、学びたいときに学べるようにしなければならない」などのやりとりがあった。また、神川げんきプラザについては、候補者が共同体であることから、「リスク分担を含めた負担関係はどうする予定か」との質問があり、「両団体により協定を定め、事業比率で割合を決める」とのやりとりがあった。
- 3 げんきプラザは設置場所が異なっているので、設備や体験できるプログラムも様々である。こういった地域性を考慮するため、審査項目の自主事業の下位項目に、「げんきプラザの特色を活かした提案がなされているか」といった項目を設けている。県としては、施設の特色や地域の資源について、十分に把握をした管理者によりげんきプラザの運営が行われるよう、審査項目にこれを含めることで地域性を考慮している。
- 4 げんきプラザについては、単に施設を管理ということだけではなく、施設の設置目的を達成するための教育事業を実施することを求めている。このような施設の性格から、誰でも手掛けられるという施設ではないため、申請者が少ないという状況になっているのではないかと考えている。
- 5 候補者の選定に当たっては、複数の申請を要件としていないので、1団体の申請であ

っても、当該団体が指定管理者の指定を受けるのに十分であると判断された場合は、候補者に選定可能である。指定管理者候補者として必要な最低基準については、満点の6割の点数を獲得することを選定基準としており、一定の水準は保たれているものと認識している。

- 6 長瀬と小川の2所については、現在の指定管理者が引き続き候補者となっている。神川については、現在、東急コミュニティーが単独で管理を行っているが、新たな候補者は、神川フィールドパートナーズという東急コミュニティーと国際自然大学校との共同体が候補者となっている。指定管理者に変更のない長瀬と小川についてであるが、長瀬げんきプラザについては、現在の指定管理者が平成28年度からであり、今回指定されたら2期目となる。小川げんきプラザについては、現在の指定管理者が、平成23年度からであるので、今回指定されたら3期目となる。

### 高木委員

審査のあり方について、審査員が全て同じメンバーで審査を行っているということであるが、地域性を考慮したメンバー選定は行われていなかったのかということについて、再度伺う。

### 生涯学習推進課長

県では、施設の特徴や地域の資源について、十分に把握した管理者により運営が行われるよう、審査項目に含めることで地域性を考慮していると考えている。また、今後、基本協定を締結する際に、それぞれの地域性を生かした事業を展開するようお願いすることで、地域性については担保していきたいと考えている。委員については、3所同じメンバーであるが、内容についてしっかりと審査を行ったところである。

### 高木委員

選定委員会のメンバーの選考基準はどのようになっているのか。

### 生涯学習推進課長

青少年教育に関する業務に専門的知識を有する者や経営に専門的知識を有する者などの外部委員、又は直営のげんきプラザの所長や局内部の職員などとしている。また、利用者の立場から、利用団体であるボーイスカウトの理事長を審査委員に加えている。

### 水村委員

- 1 長瀬げんきプラザについて、資料記載の審査項目「効果的な自主事業」のところで、団体Aと大きな差がついている。事業の目的や教育効果を明確にした自主事業を計画しているとのことだが、具体的にどのような点が評価されたのか。また、県の委託料について、500万円ほど増加しているが、この理由は何か。
- 2 神川げんきプラザについて、高木委員から応募団体についての質問があったが、こちらの議案については1団体からしか応募がなかったようだが、事前の資料請求であるとか、問い合わせ等はあったのか。また、応募団体を増やす努力を行ったのか。

### 生涯学習推進課長

- 1 サンアメニティからの提案には、例えば、自然体験と川遊びを通じて環境教育を行う目的で、「川に親しむスポーツ事業を実施する」といった提案や、無形文化遺産の体験をする目的で、「周辺の観光資源を生かした秩父夜祭りや屋台ばやし体験など」の提案

があった。委託料の増については、現在が1期目で、次回が2期目ということになるが、施設管理をよりしっかりと行うため、本社からの応援部隊を手厚くしたいとの提案があったためであり、これについては、選定委員会において了承された。

- 2 現場説明会を行ったところ、4団体が参加した。興味を持った会社は複数あったが、結局は1団体からの申請であった。応募に至らなかった理由について聞いたところ、施設が古いことや広大であること、現在の管理者がしっかりと運営しているのが指定を受けるのが難しいということであった。応募団体を増やすことについてであるが、募集期間を3週間程度から1か月半に延長し、応募しやすい環境にした。また、近隣の類似施設を管理する5団体に職員が訪問するなど説明した。

#### 武内委員

- 1 地域性について、審査項目で配慮しているという話であったが、資料中にその記載が見当たらないがどのようにになっているのか。
- 2 委員は、机上で審査を行うだけで、現地に出向くということはないのか。

#### 生涯学習推進課長

- 1 効果的な自主事業を実施できるかという審査項目の下位項目に、「げんきプラザの特色を活かした提案がされているか」という審査項目があり、これの記載内容についても審査項目の一つとなっている。
- 2 利用者団体であるとか、県の職員については現地をよく知っているのので、特に日程を決めて現地調査は行っていない。

#### 武内委員

施設の特色を生かした提案を地域性と捉えているようだが、具体的な審査項目として記載した方が良いと思うがどうか。

#### 生涯学習推進課長

その地域で運営を行うため、地域性については重要なものであると認識している。現在、神川げんきプラザについては、地域の方々を巻き込んだお祭りを実施したり、また、ターゲットバードゴルフについては、地域の方々が利用しやすい環境を整備している。長瀬については、地域の観光協会と連携している。小川については、小川町と不登校の生徒に対する支援について連携している。こういったことから、基本協定を締結するときに、地域との連携についても求めている。

#### 平松委員

- 1 第156号議案について、水村委員からも質問があったが、指定管理業務に係る県の委託料が500万円以上増額になっている。これについては、施設管理をしっかりと実施するために、本社からの支援を充実したいということであるが、詳細を伺う。
- 2 3議案に係る質問になるが、申請団体数が少ないのは課題であると思う。そういった中、団体にヒアリングを行ったりだとか、あるいは募集期間を長くしたりだとか、努力をしている点は評価したいと思う。ところで、神川については施設が広大で、ほかとは違い申請団体数が少ないという説明もあったが、全体として、申請者が少ないことについてどう分析し、これに対する対策を今後どうしていくのか。特殊な施設なので、そもそも担える団体が少ないとの説明であったが、指定管理者を導入した過去からそういった事情があったのか。

## 生涯学習推進課長

- 1 全て本社からの支援費用ではなく、現場職員の人件費の増加や消費税の増税なども含まれている。本社の支援については、年に4回のモニタリングで、施設の管理状況や事業の実施状況について確認しているが、速やかに対応すべき施設管理に遅れが生じたり、現状では詳細にわたる点検が行き届きにくいという事情もある。指定管理者としても人の命を預かる施設であることから、本社から施設管理に係る専門家を派遣し、しっかりと対応していきたいとのことであった。
- 2 げんきプラザについては、単なる施設の管理業務ということだけではなく、社会教育施設として設置目的にあった業務を実施できることが求められている。例えば、社会教育主事や自然体験活動の資格を持つ者が所内にいることが望ましいとしているため、通常のビル管理業務と異なり、応募者数が少ないという状況がある。過去の応募状況についてであるが、長瀬と神川については、当初指定期間では3者、小川については2者の応募があった。来年度、指定管理者が変更になる名栗については、当初6者応募があったが、いずれの施設も管理が難しいということに加え、現在の指定管理者がしっかりとした事業を行っているため、二の足が踏まれているものと考えている。

## 中屋敷委員

加須のげんきプラザを訪ねたことがあるが、老朽化の問題は大変な課題だという印象を持っている。そうした中で、三つの議案であるが、先ほどから管理を充実していくために委託料が増加するという話があるが、小川のみ下がっている。わずかな額であるが、オーエンス・アイルグループについては継続的に管理を行っているということであり、ノウハウを積み上げてより良く運営をしていこうという考えがありながら、委託料が縮減できているということである。委託料が適切かどうかに関しては、審査項目にあるが、事業としてしっかりと展開している上に、委託料の縮減を図られていることについて、評価の対象とはならないのか。民間であれば絶対に評価の対象となると思う。どういった工夫があるかを我々も知りたいと思うし、共有した方が応募する業者が少なくても仕方がないという話でなくなると思うがいかがか。

## 生涯学習推進課長

小川げんきプラザについても消費税や人件費の増額を見込んでおり、また、施設管理の節約も踏まえている。一番大きいのは工事の予定があり、この期間を見込んで提案するようお願いしたので、月ごとの委託料が増えていても、平均すると金額が下がっている。節約の評価については、全ての申請者について、同じレベルで審査をしなければならないため、公平性を担保しながら審査を行っているところである。

## 中屋敷委員

例えば、工事期間があることは事前に分かっている話であり、それを伝えてもらえないと今のような質問になる。資料を提示するとき、今のような特別な要件について示さずに、額だけ横並び一線の報告をされると誤解を生むので、工夫をしないといけないと思う。後の方の説明は理解できなかったもので、再度説明いただきたい。

## 生涯学習推進課長

事業の節約や努力については、会社の頑張りによるものであるため、今後も節約に努めるということであれば、審査において提案がなされると思う。現在の指定期間に行ってい

たことを評価するというのは適当でないと思うが、これから工夫していくという提案であれば、評価の対象になる。また、資料については、説明不足で大変申し訳なかった。

### 中屋敷委員

期間について既に分かっているのであれば、今説明していただけないか。

### 生涯学習推進課長

令和4年10月から翌年3月末までの6か月間の休所を仮定した提案としている。これについては、できる限り事業に影響の出ない冬季を考えている。

### 柳下委員

- 1 全体的なことであるが、県立の公の施設としての役割、生涯学習施設としての役割、また、地域への貢献ということで、不登校の生徒に施設に来てもらっているという小川げんきプラザの話があった。社会教育主事がきちんと配置されているのが望ましいと思うが、それぞれの施設でどのような配置になっているのか。また、配置されているのであれば、具体的な役割、行政効果はどうか。
- 2 神川げんきプラザの職員の増員提案について、地域から歓迎されて地元との交流が図られると思う。県立施設ということできちんと県が関わっていくべきと思うが、指定管理者が運営する中で、社会教育主事が担っていかなければならない点は大きいと思うがどうか。

### 生涯学習推進課長

- 1 長瀬げんきプラザについては、社会教育主事の資格を持つ者が3名、自然体験活動の指導者資格を持つ者が6名、小川げんきプラザについては、社会教育主事が3名、神川げんきプラザについては、社会教育主事が1名、自然体験活動の指導者資格を持つ者が3名である。今の人数には、社会教育主事と自然体験活動の両資格を持つ者が重複している。
- 2 長瀬げんきプラザでは第1期において、地元の企業が中心となった団体が管理を行っていたが、施設管理が難しいこともあり、地元からの応募というのは難しい状況である。地元への貢献ということでは、先般の台風の際は、避難所として開放し、地元の方に利用いただくこともあった。地元への貢献についてはしっかりと考えていきたいと思う。

### 柳下委員

社会教育主事を今後増やしていくという話が答弁になかった。社会教育主事が3人の所と1人の所があるが、この点について県としてはどのように考えているのか。また、指定管理者との打合せの中では、どのように連携しているのか。

### 生涯学習推進課長

社会教育主事について、少なくとも1人は配置が必要であり、その者が他の職員にも指導することが適切であると考えている。ただし、社会教育主事の資格を持っていないと応募ができないということではない。また、神川げんきプラザの職員の増員についてであるが、現在は東急コミュニティーが単独で管理をしているが、今後は国際自然大学校と共同で管理していくので、国際自然大学校からの職員派遣が増えて増員となっている。

## 柳下委員

長瀬と小川の社会教育主事は3人である。基本的には神川も3人にしていこうという考えはあるのか。社会教育、生涯学習施設ということ踏まえると社会教育主事という役割が大きいと思う。県立施設で、かつては直営であったわけなので、専門職の配置を行っていくべきと考えるが、どうか。

## 生涯学習推進課長

社会教育主事やNEALインストラクターという自然体験の指導資格を持つ者がいることが望ましく、社会教育主事を少なくとも1人は配置してほしいと考えている。神川げんきプラザについては、アドベンチャー教育という特殊な教育プログラムがあり、こちらにも力を入れているということや、長瀬や小川に比べてグラウンドが広大で、その管理に人数を割かなければならないという理由もあるので、社会教育主事の増員について、県から求めているはない。

## 柳下委員

第158号議案の神川についてであるが、資料3の選定理由に「自然体験活動の専門家による学習支援や、様々な事故に合わせた対応マニュアルの整備などの提案がなされており、快適で安心な施設運営が期待できる」とある。また、イには「これまでの体制から、事業担当の職員を増員することで、組織体制の充実を予定している」とあるが、社会教育主事は増員されないのか。

## 生涯学習推進課長

職員の増員については、国際自然大学校からの増員である。国際自然大学校からも全般的な支援体制を整えるということで、定数には出ていないが、事業の充実になお一層取り組んでいくということである。

## 柳下委員

選定理由に事業担当の職員を増員するとある。そうであれば、社会教育主事も含めて増員すると言えると思うがどうか。

## 生涯学習推進課長

職員の増員については、国際自然大学校からの増員ということであるが、社会教育主事などの資格を持った者を配置するように今後調整していきたい。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---

### 【請願に係る意見】

#### 水村委員

議請第6号について、趣旨採択での採択を求める動議を提出する。

請願事項にある少人数学級を進めることや、教職員の多忙化解消のためにも教職員の増員について賛成する。しかし、教材費、給食費などの学校納付金の無償化や、給付型奨学金を県独自に創設することなども請願事項にあり、本県の財政状況が厳しいことを考えると、現実的ではない。よって、請願者のゆきとどいた教育をすすめたいという思いを酌んで、趣旨採択を主張する。

## 荒木委員

議請第6号「2020年度ゆきとどいた教育をすすめるための請願」に対し、不採択を求める立場から発言する。

まず、第1項の教育予算については、厳しい財政状況の中ではあるが、執行部において、様々な教育課題のため、必要な教育予算の確保に努めていると認められる。次に、第2項及び第3項については、国の教職員定数改善を活用し、増員を図ってきたことが認められる。第4項の教育費の保護者負担の軽減については、市町村においては、就学援助制度を実施するなど適切に取り組んでおり、県においても、高等学校等奨学金制度や奨学のための給付金制度を実施するなど、必要な措置を講じていると認められる。第5項の障害児学校の教室不足の解消については、令和3年度の開校を目指し、戸田かけはし高等特別支援学校及び越谷西特別支援学校松伏分校の整備を、また、令和4年度開校等に向けて、上尾南高校内などに設置する分校3校の整備及び大宮北特別支援学校における校舎の増築を、さらに、令和5年度開校を目指し、旧岩槻特別支援学校の施設を活用し、県東部地域特別支援学校（仮称）の整備を進めているなど、必要な措置を講じていると認められる。

以上、本請願の各項に対し、いずれも対応が既に進められていることから、議請第6号については、不採択とすることが適当であると考えます。

なお、生活困窮世帯の子供たちへの教育や特別支援学校の過密対策など、それぞれ重要な教育課題であると考えられるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講ずるよう申し添える。

## 柳下委員

議請第6号「2020年度ゆきとどいた教育をすすめるための請願」の採択を求めて意見を申し上げます。請願理由にもあるように、厳しい財政状況の中でも県単独措置として小中学校における国基準、かつ、埼玉県基準以上の少人数学級実施の都道府県は、42以上にのぼる。新型コロナウイルスから子供たちの命と健康を守ること、学習権を保障することはこれまで以上に重要となった。教室内の密を避けるために少人数学級による授業などが必要である。ソーシャルディスタンス、社会的距離を確保するためには20人以下学級を展望した少人数学級が求められている。全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体は、7月3日、文部科学大臣に少人数学級を求める緊急提言を提出した。ゆきとどいた教育をすすめるために、教育予算を大幅に増額し、子供と向き合える時間を確保するため、教職員を増員することを求める。

以上の理由から、採択を求めて意見とする。

---

### 【所管事務に関する質問（いじめ問題の初期対応について）】

12月定例会において、藤井健志議員が「いじめ問題について」取り上げ、一般質問を行った。県立高校におけるいじめについて、学校側の対応を指摘したところである。いじめは卑劣な行為であり、断じて許すことはできないものであり、いじめの兆候が見られた段階で早めに対応するのは、非常に大切であると考えている。教育長の答弁の中で「被害生徒が転学を申し出た際の教員の聞き取りが不十分であったこと」や「生徒がいじめを訴えた以降の学校の初期対応に遅れが生じた」とあったが、その具体的内容について伺う。

## 生徒指導課長

質問の事案については、保護者からいじめの訴えがあった後、いじめ防止対策推進法に基づき行うべき対応がなされていなかったものと受け止めている。具体的には、いじめの

事実の確認、関係者からの聞き取りなどの調査を十分に行うことができていなかったこと。それから、学校の校内委員会において情報共有がなされていないことなど、法に基づき行うべき組織的な対応が遅れてしまったと受け止めている。これは、学校全体として、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底ができておらず、また、生徒たちへの組織的な対応に課題があったものと認識している。これらの課題を踏まえ再発防止に努めていく。

### 荒木委員

初期の対応に努めていくとのことであったが、いじめを受けたとされる生徒と保護者が担任に転学を申し出た段階では、いじめを理由に転学をしたいということではなかったと聞いている。どのような理由で転学の申出があったのか。

### 生徒指導課長

委員御指摘のとおり、当初転学を申し出た際には、いじめの話はなかったと聞いている。一方、いじめの早期発見の視点のみならず、生徒が転学という大きな進路選択をする際に、丁寧に生徒に寄り添うという生徒指導上の視点から、もう少し踏み込んだ聞き取りが行われても良かったのではないかと考えている。

### 荒木委員

転学届を出した後に初めて、いじめを理由に転学をすると、生徒・保護者から担任に伝えられたと聞いているが、転学は生徒の将来に関わる重要な問題であることから、初期の段階でしっかりと生徒に寄り添った対応をしてもらいたい。それについては、教育委員会から学校にしっかりと指導を徹底してもらいたいと思う。先ほどの答弁で、再発防止に努めるとのことであったが、教育長の一般質問に対する答弁の中で、「再発防止策として、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの定義や学校の対応について引き続き指導していく」とあった。法律に則ってしっかりと対応していくということだと思う。もちろん、こうした法律を教育現場に照らし合わせて守っていくことは大切だと思う。一方、先の教育長の答弁に「課題があった事例の対応方法をまとめた資料を作成し、周知する」とあった。こうした取組は、教育現場の実態を認識・理解するという意味において、必要なことだと非常に評価しているが、資料を配布し周知するだけで終わらせないようにするために、実効性を持たせること、定着させることが重要だと思うが、もう一歩踏み込んだ工夫はないのか。

### 生徒指導課長

これまでに県立学校で発生したいじめ重大事態の調査結果などの中から、いじめ発生後の学校の対応経過と問題点、望ましい対応方法、その後の学校の具体的な改善事例などを資料にまとめ周知していきたいと考えている。委員お話しのとおり、周知するのみで定着するとは考えておらず、校長や教頭など管理職を集めた会議や研修会、生徒指導を担当する教員を集めた研究協議会、教員の初任者研修や5年目10年目などの年次研修の場、中堅教員の研修、また、各学校で実施している校内研修など、あらゆる場面で講義に活用したり、グループワークの題材にするなど、学校の対応がきちんと定着するよう効果的な活用を促していく。

---

### 【所管事務に関する質問（わいせつ行為で処分された教員への免許再交付について）】 平松委員

全国及び埼玉県で、わいせつ行為で処分された教員の過去3年間の件数について伺う。

## 総務課長

平成29年度の埼玉県におけるわいせつ事案での処分件数は6件である。平成30年度が9件、令和元年度が17件である。対して、全国の教育職員の処分状況であるが、平成29年度は、都道府県と政令市を合わせて処分件数187件で、これを単純に1自治体当たりで割ると、約2.8件となっている。同じく平成30年度は、全国合計で245件、平均すると約3.7件である。令和元年度については、まだ全国の状況が国から公表されていないので分からない。

## 平松委員

今の答弁から、国全体としても、あるいは県としても、わいせつ行為で処分された教員の数が増加傾向にあるということが確認できた。また、1県当たりの発生件数について、埼玉県が高いという状況も確認できた。改めて、国の制度について確認するが、一般論として、性犯罪者の再犯率の高さは問題となっている。わいせつ行為で懲戒免職処分となった教員が、再び教壇に立つ可能性があるのか。

## 教職員採用課長

国の制度を申し上げると、教育職員免許法という法律で規定がされている。まず、教員が懲戒免職処分を受けると、その処分の日をもって教員免許は失効する。国で発行する官報にも、氏名、失効した日、免許の教科、そういったものが掲載される。また、失効後3年を経過して、その本人が再び免許取得の申請を行うと、取得することが可能となっている。こうしたことから、今の法制度の下では、わいせつ行為で懲戒免職処分となった教員が再び教壇に立つ可能性は0ではない。

## 平松委員

今の制度上は、3年経つと教員免許が再度取得できる状況にあることを確認した。児童生徒を守り育てる教員が、そうした卑劣な犯罪をする。これは言語道断であるし、また、そうした事件が、教員と児童生徒の立場、力関係と言うのか、それによりなかなか表に出てこない状況もあるのではないかとも思っている。こうした卑劣な犯罪を未然に防ぐためにも、わいせつ行為で懲戒処分を受けた者について採用時に慎重に審査していく必要があると考えるが、県教育委員会としての考え方と、どのような取組をしているのか伺う。

## 教職員採用課長

失効後3年経過した者に対する教員免許状の再授与については、法律上、拒むことはできない。ただし、それで良いのかということは当然ある。これは国の法律であるので、例えば3年でなくもっと長い期間とするなど、再授与を厳しくするといった厳格化については、新聞報道等でもあるが、国においても文部科学省を中心に検討していると思う。今後も、教育職員免許法の改正に向けて、国において引き続き検討してもらえればと考えている。次に、そのような状況の中で、県としてどのようなことを行っているのかということについてであるが、採用の入り口である教員採用選考試験では、願書を出す際の志願書というものに賞罰欄を設けてある。志願者には、賞罰の有無について申告させていて、特に、過去の懲戒処分についても記入させている。それを書かなかつた場合には、当然、提出書類の虚偽の申告ということで、採用を取り消されることとなる。あわせて、受験者の中で、教員免許の失効者がいないかどうか、官報に掲載されたデータ等を基に受験者全員についてチェックして確認している。

### 平松委員

官報で確認したり、あるいは志願書の賞罰欄に記載させて、現状でも取組をしているということであるが、他県の事例で、わいせつ事件を起こした教員が改名をした後、免許状を再取得して、その後他県の臨時教員として小学校に採用されて、そこでわいせつ行為を起こしたということも実際に起きている。今の県のチェック体制では、例えば、名前を変えた上で免許状を再取得し、さらに志願書の賞罰欄に記入しない場合、確認できないということか。

### 教職員採用課長

なかなか把握は難しいと考えている。

### 平松委員

県の教育委員会として、できる取組を一所懸命やっている。この努力については今確認できた。一方で、県教育委員会の取組だけでは、国の制度上、わいせつ行為によって処分された教員への免許再交付を行えないようにすることはできない。そういった職員について、採用段階で見破ることができない。そのような状況がこの調査により確認できた。(意見)